

平成20年第2回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成20年6月25日 午前10時06分 開会
午前11時12分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員17名

1番	山下 和 弥	2番	朝 岡 佐一郎
3番	西 井 覚	4番	藤井本 浩
5番	吉 村 優 子	6番	阿 古 和 彦
7番	川 辺 順 一	8番	川 西 茂 一
9番	寺 田 惣 一	10番	下 村 正 樹
11番	岡 島 辰 雄	13番	西 川 弥三郎
14番	南 要	15番	亀 井 一二三
16番	高 井 悦 子	17番	白 石 栄 一
18番	石 井 文 司		

欠席議員1名 12番 野 志 昭

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	吉 川 義 彦	副 市 長	岡 本 吉 司
収 入 役	吉 田 新之助	教 育 長	吉 村 正 好
特 別 参 与	安 川 義 雄	企 画 部 長	米 田 芳 昭
総 務 部 長	大 武 勇 吉	都 市 産 業 部 長	石 田 勝 朗
市 民 生 活 部 長	杉 岡 富 美 雄	保 健 福 祉 部 長	花 井 義 明
教 育 部 長	高 木 久 雄	水 道 局 長	安 川 登
消 防 長	北 川 武 雄		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 島 克 比 虎	書 記	中 嶋 卓 也
書 記	西 川 雅 大		

6. 会議録署名議員 3番 西 井 覚 15番 亀 井 一二三

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3	議第39号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第4	議第40号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第5	議第41号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第6	議第42号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第7	報第2号	葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
日程第8	報第3号	平成19年度葛城市一般会計継続費繰越計算書の報告について
日程第9	報第4号	平成19年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第10	報第5号	平成19年度葛城市霊苑事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第11	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（葛城市税条例の一部を改正することについて）
日程第12	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて）
日程第13	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（葛城市手数料条例の一部を改正することについて）
日程第14	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（平成20年度葛城市老人保健特別会計補正予算（第1号）について）
日程第15	議第43号	葛城市手数料条例の一部を改正することについて
日程第16	議第44号	葛城市都市公園条例の一部を改正することについて
日程第17	議第45号	葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
日程第18	議第46号	奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第19	議第47号	工事請負契約の締結について（葛城市立白鳳中学校武道場新築工事）

開 会 午前10時06分

西川議長 ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、平成20年第2回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、平成20年第2回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会も、議員各位の格段のご協力によりまして、最後まで議会運営が円滑に進行できますようお願いを申し上げます。

ここで報告事項を申し上げます。本定例会に提出する議案につき市長から送付がありました。提出議案は議事日程記載の日程第3から日程第19までの17議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は人事案件のみとし、他の議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から、例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしております報告書により、ご了承願いたいと思います。

また、総務文教常任委員会並びに都市産業常任委員会から5月に実施されました視察研修について議長あてに報告書が提出されておりますので、ご了承願います。

次に、今回提出されました意見書等につきましては、お手元に配付の会議日程の欄外に記載しておりますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

ここで吉川市長から、招集者としてのごあいさつを願うことにいたします。

市長。

吉川市長 ごあいさつの前に先ほど議長の方から、このたびの全国の議長会において表彰を受けられました議員の皆さん方、心からお祝いを申し上げますとともに、長い間のご苦労に対しまして、感謝を申し上げる次第でございます。今後とも、体にご留意をいただきまして、なお一層のご活躍をご期待申し上げる次第でございます。本当におめでとうございました。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、葛城市議会平成20年第2回の定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員皆様には、公私とも大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろは議会活動を通じまして、市民の皆さん方の幸せづくりのためにご活躍をいただいておりますことに対しましても、敬意を表しますとともに感謝を申し上げる次第でございます。

今定例会に付議いたします案件は、人事案件が4件、報告案件が4件、承認案件が4件、議決案件が5件の17件でございます。

それぞれ提案の都度、ご説明を申し上げますので、慎重にご審議をいただきまして、適切なご決定をいただきますようお願いを申し上げまして、招集に当たりましてのごあいさつといたします。本日はどうもご苦労さんでございます。

西川議長 これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、3番、西井 覚君、15番、亀井一二三君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、審議日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、運営委員長から報告願います。

はい、委員長。

南 議会運営委員長 改めまして、おはようございます。

ただいまより、委員長報告を申し上げます。平成20年第2回葛城市定例議会に当たり、去る6月17日及び本日、議運委員会を開催し、諸事項につきまして慎重に協議しておりますので、その結果報告を申し上げます。

まず、議事日程及び審査方法でございますが、日程第3、議第39号から日程第6、議第42号の4議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、一括討議を行い、1議案ごとに採決をいたします。なお、人事案件につき、議案を朗読いたします。

次に、日程第7、報第2号から日程第10、報第5号の4議案につきましては、報告案件でございますので、1議案ごと、その内容説明を受け、質疑のみを行います。

次に、日程第11、承認第1号から日程第14、承認第4号までの4議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、1議案ごと討論、採決を行います。

次に、日程第15、議第43号から日程第19、議第47号までの5議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑までを行い、各常任委員会に審査を付託いたします。なお、総務文教委員会には議第45号と議第47号の2議案を、民生水道常任委員会には議第43号と議第46号の2議案を、都市産業常任委員会には議第44号議案をそれぞれ付託いたします。

以上で1日目の会議は散会いたします。

続いて、会議日程及び会期は、お手元に配付してのとおりでございます。会期は本日6月25日から7月4日までの10日間とし、あす26日午前9時30分より総務常任委員会、27日午前9時30分から民生水道常任委員会、7月1日午前9時30分から都市産業委員会を開催し、付託議案を審査願います。7月2日午前10時から本会議を再開し、各委員会に付託されました議案につきましては、委員長より審査結果について報告願ひ、質疑、討論の後、採決、一般質問を行います。7月3日午前10時から本会議を再開し、引き続き一般質問を行います。7月4日につきましても、引き続き午前10時から本会議を行い、一般質問を行います。なお、6月30日午前9時30分から議会全員協議会が開催されますので、よろしくお願ひをいたします。

続いて、意見書案等は7件でございますが、お手元に配付してのとおり、所管において協議を願ひます。

続いて、一般質問につきましては、通告期限であります本日午後5時までに議長へ提出願ひます。

なお、制限時間は、質疑、答弁を含めて1人60分であります。

以上、報告といたします。

皆様のご理解をお願い申し上げます。

西川議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日25日から7月4日までの10日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日25日から7月4日までの10日間と決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり、行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、運営委員長の報告のとおり、議案審議を行うことにいたします。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第39号から日程第6、議第42号までの人事案件4議案を一括議題といたします。

本4議案を事務局長に朗読させます。

中島事務局長 命により、朗読いたします。

議第39号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求める。

記

住所 葛城市平岡●●●

氏名 横井照典 昭和●年●月●日生

平成20年6月25日提出

葛城市長 吉川義彦

議第40号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求める。

記

住所 葛城市辨之庄●●●

氏名 和田旨弘 昭和●年●月●日生

平成20年6月25日提出

葛城市長 吉川義彦

議第41号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を候補者として推薦いたしたく、議

会の意見を求める。

記

住所 葛城市笛堂●●●

氏名 西岡弥臣 昭和●年●月●日生

平成20年6月25日提出

葛城市長 吉川義彦

議第42号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求める。

記

住所 葛城市萱●●●

氏名 安川恵子 昭和●年●月●日生

平成20年6月25日提出

葛城市長 吉川義彦

以上でございます。

西川議長 本4議案につき、提案者の説明を求めます。
市長。

吉川市長 ただいま議題となりました、議第39号から議第42号までの4議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、推薦をいたしたく、提案をいたすものでございます。

初めに、議第39号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本案につきましては、葛城市平岡●●●、横井照典氏が任期満了となるために、引き続き横井照典氏を推薦いたしたく、提案をするものでございます。

次に、議第40号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。本案につきましては、葛城市辨之庄●●●、和田旨弘氏が任期満了となるために、引き続き和田旨弘氏を推薦いたしたく、提案をするものでございます。

次に、議第41号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。本案につきましては、葛城市笛堂●●●、西岡弥臣氏が任期満了となるために、引き続き西岡弥臣氏を推薦いたしたく、提案をするものでございます。

最後に、議第42号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。本案につきましては、葛城市萱●●●、安川恵子氏が任期満了になるために、引き続き安川恵子氏を推薦いたしたく、提案をするものでございます。

以上、提案をいたしました4名の人権擁護委員候補につきましては、人格、識見ともにごくぐれており、最適任者であると認めまして、推薦をいたしたいのでよろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、説明を終わります。

西川議長 これより質疑に入りますが、本4議案については一括質疑、一括討論とし、1議案ごとに採決を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第39号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第39号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

次に、議第40号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第40号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

次に、議第41号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第41号議案は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

次に、議第42号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第42号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

次に、日程第7、報第2号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

本件につき、提案者の説明を求めます。

副市長。

岡本副市長 報第2号で上程になっております、平成19年度の葛城市の土地開発公社の経営状況の報告につきまして、決算書に基づき、ご説明申し上げます。

なお、皆様方のお手元に19年度中の売却の資産、あるいはまた取得資産の位置図、あるいは19年度末の保有地の土地の位置図等をお渡ししておりますので、ご参照いただきたい、こ

のように思います。

まず、2ページ、お願いいたします。

まず、開発公社の概要でございます。本年度の事業収支につきましては収益的収入で4億5,633万7,372円、収益的支出で4億5,210万8,526円、資本的収入で1億3,735万円、資本的支出6億55万9,778円となったわけございまして、19年度中の主な取得事業の内容につきましてご説明申し上げます。

まず、新庄駅前通り線の事業用地でございますが、面積にいたしまして72.89平米、3筆の土地でございます。用地費につきましては1,087万2,110円。補償費につきましては3件でございます。6,106万円。合計7,193万2,110円でございます。地方特定道路整備事業用地でございます。面積にいたしまして15.14平米、1筆でございます。用地費につきましては149万8,860円、合計は同額でございます。

次に、柿本笹堂地内道路改良事業用地ございまして、262.07平米、土地につきましては6筆でございます。533万5,425円。補償につきましては2件、321万円。計854万5,425円でございます。

次に、市役所駐車場整備事業用地ございまして、1,123平米、1筆でございます。用地につきましては5,142万4,120円、合計は同額でございます。

市道薑8号線道路改良事業用地、面積にいたしまして134平米、1筆ございまして、用地費で405万3,500円、合計は同額でございます。

事業取得事業用地の合計につきましては、面積にして1,607.10平米、用地費にいたしまして12筆でございます。7,318万4,015円。補償費につきましては5件でございます。6,427万円。合計1億3,745万4,015円となるわけでございます。

次に、主な売却事業の内訳についてご説明申し上げます。

まず、新庄駅前通り線の事業用地ございまして、978.04平米、12筆の土地であるわけございまして、土地の売却原価につきましては3億3,007万9,398円、売却収益につきましては3億3,322万6,544円でございます。地方特定道路整備事業用地ございまして、面積につきましては13.22平米、土地は1筆でございます。売却原価につきましては151万8,715円、収益につきましては153万3,902円でございます。次に、市道大畑東林寺・疋田線道路改良事業用地ございまして、面積にして1,087.74平米、20筆でございます。売却原価につきましては3,679万4,895円でございます。売却収益につきましては3,716万2,835円でございます。次に、市道木戸八之坪・岩谷川線道路改良事業用地ございまして、759.92平米、11筆の土地でございます。売却原価につきましては4,022万9,925円、売却収入につきましては4,063万2,218円。次に白鳳中学校グラウンド拡張事業用地でございます。2,267平米、3筆でございます。売却原価につきましては3,912万7,650円、売却収益につきましては3,951万8,925円。次に市道薑8号線道路改良事業用地でございます。134平米、1筆でございます。売却原価につきましては406万7,423円、売却収益につきましては410万8,097円でございます。

売却事業の合計でございますが、面積につきましては5,239.92平米、49筆でございます。売却原価につきましては4億5,181万8,006円でございます。売却収益につきましては4億

5,618万2,521円でございます。なお、本年度末の事業用総資産総額につきましては8億8,562万6,473円となりました。損益計算につきましては事業総収益で436万4,515円、事業外収益で15万4,851円、事業損失で29万520円、経常利益で422万8,846円となりました。当期の純利益につきましては422万8,846円でございます。準備金の合計といたしまして9,145万4,056円となったわけでございます。また、借入金につきましては当期の増加高で1億3,735万円、減少高にいたしまして4億5,036万円となったわけございまして、期末の残高につきましては7億5,499万円となったわけでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

公社の収支決算書でございます。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入の部でございます。事業収益、公有地の売却収益でございまして、決算額4億5,618万2,521円。事業外収益の受取利子でございまして、1万7,231円、この分につきましては南都銀行、大和信用金庫、中央信用金庫、3つの金融機関でございます。雑収益で13万7,620円。合計といたしまして、4億5,633万7,372円でございます。

次に、支出でございます。事業原価、公有地の売却原価でございまして、決算額で4億5,181万8,006円でございます。一般管理費の経費でございます。29万520円でございます。合計で4億5,210万8,526円になったわけでございます。

次に、7ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。

収入でございますが、資本的収入の借入金で決算額1億3,735万円、合計も同額でございます。支出の部でございますが、資本的支出で公有地取得事業費で決算額1億5,019万9,778円、借入金の償還金につきましては決算額で4億5,036万円、支出の合計につきましては6億55万9,778円になるわけでございます。

次に、4ページに戻っていただきたいと思っております。

公社の損益計算書でございまして、この分につきましては平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間でございます。

まず、事業収益、土地売却収益につきましては4億5,618万2,521円、事業原価といたしまして、土地の売却原価につきましては4億5,181万8,006円でございます。事業の総収益につきましては436万4,515円でございます。次に、一般管理費の事業損失につきましては、29万520円でございます。

事業外収益の受取利子でございまして、1万7,231円。次に雑収益でございますが、13万7,620円、利子を足しまして15万4,851円になるわけでございます。

経常利益につきましては、422万8,846円、当期の純利益につきましては同額でございます。

次に、3ページに戻っていただきたいと思っております。

公社の貸借対照表でございまして、これも1年間の分でございます。

資産の部でございますが、流動資産、現金及び預金でございます。563万2,010円でございます。代行用地で8億8,562万6,473円、流動資産の合計につきましては8億9,125万8,483円、資産合計は同額でございます。

負債の部でございます。

固定負債で、借入金で7億5,499万円、この分につきましては大和信用金庫、中央信用金庫から借り入れておるわけでございます。未払い金で、3,981万4,427円、固定の負債合計につきましては7億9,480万4,427円、負債合計につきましても同額でございます。

次に、資本の部でございます。資本金、基本財産でございまして500万円でございます。準備金で前期の繰越準備金8,722万5,210円、当期の純利益が422万8,846円、準備金の合計といたしまして、9,145万4,056円でございます。また、資本の合計につきましては、9,645万4,056円でございます、負債資本の合わせた合計につきましては8億9,125万8,483円となったわけでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

決算の意見書でございます。公社の決算につきましては去る5月7日、午後1時から川西、吉田両監事に監査を受けたところでございまして、いずれも適正と認めていただきましたので、あわせてご報告を申し上げたいと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西川議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番。

下村議員 今、岡本理事長からの説明ということで、これは報告案件でございますので、別にこの報告に対してどうかこうとかいうことはないんですけども、議案配付のときに一緒に添付していただきました平成19年度取得売却資産並びに平成19年度期末保有総資産という中で、まず、取得売却資産の中の新庄駅前通り線、この資料の2ページということなんですけれども、6番目の北花内723の6、宅地、59.03平米、その下の北花内723の5、宅地、104.99平米、これが19年度末までに売却されているという、そういうことなんですけれども、こちらの別の19年度期末保有総資産の中に新庄駅前通り線、同じ北花内、ちょうどこの資料、期末保有総資産の、これはめくっていただいたら、これは一応3分の1ページ、3の中の1ページということで、1ページ目ということになりますね。その新庄駅前通り線北花内723の6、宅地、59.03平米、その下の北花内723の5、宅地、104.99平米ということ。19年度中に売却されているということで、この資料に挙げられていて、また19年度期末保有総資産の中に、また同じ地番のものが記載されているということは、これはちょっと納得のいかないところで、これ、説明お願いいたしたいと思います。

西川議長 部長。

米田企画部長 下村議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、売却資産に載っている分が期末の資産に載っているということでございます。北花内の723番地の6、723番地の5、両方載っているわけでございますが、この売却につきましては723の6、723の5の一部を売却しておりますので資産にも載っておるのでございます。

以上でございます。

西川議長 10番、下村議員。

下村議員 一部であるということは、これ明確に全く出ていないわけで、平米も全く一緒ということで、我々がこれを見たときに、これ全部売却、また期末には全部が残っているという、そういう資料になりますけれども、一部ということが、どこにも我々には理解できないということなんですけれども、それは余りとやかく言うことじゃないんですけれども、これは今後も明確にそういうことは、どっかに記載していただかないと、誤解を招くことになりますので、その点、もう一度答弁願いたいと思います。

西川議長 企画部長。

米田企画部長 下村議員の再度質問にお答えさせていただきたいと思います。

期末資産に載っている部分と売却資産に載っている分で一部売却で、面積が同じでございました。これにつきましては、面積を変更すべきだと思いますので、今度から気をつけますので、訂正をさせていただきたいと思います。

西川議長 以上ですか。

ほかに質疑はありませんか。

16番、高井議員。

高井議員 今年の年度、去年度から、かなり資料的には明細もつけていただき、地図もつけていただきということで、よくわかるような内容に近づいてきたなというふうには思っております。そして、今、下村議員からございましたけれども、北花内のこの2件、両方ともに19年度で売却して、そして19年度末にも保有資産として同じ平米が残っているということで、一部売却をしたと。面積の数字については明確にすべきだというふうにお答えいただいたわけですが、本当に、そういうことなんです。ただ、地積、19年度売却資産の地積で、きちっと小計で978.04平米というふうになっているわけです。保有資産についても同じように数字が上げられて、きちっとトータル的にも328.02平米ということで合っているんですね。

これは、この駅前通り線については、全て土地の値段ですので、単純にいろいろ値段の差はあるものの、平均すると平米で33万何がしなんですよね。非常に大きな金額なんですよね。一部は売却をしたと。で、そのお金はどういうふうになっているのか。といいますのは、この決算書の中で土地売却原価として3億3,000、駅前通り線ですね、入っているわけです。これは一部だけが支払ったということですか。

それと、事業用資産、その次3ページの貸借対照表、事業用資産総額ということで8億8,562万6千何がしがあるということになっております。これについても、きちっと、それこそ幾ら支払われて、幾ら売却して、幾ら支払ってというような本来明細を記すべきものですし、この点で、もう少し、この部分だけでも幾ら売って、幾らどうしているんだということについて明確にお答えさせていただきたいと思います。

西川議長 企画部長。

米田企画部長 高井議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

ただいまの駅前通り線の面積の一部売却につきましては事業用地の売却に含んでおります。一部については含んでおります。

それと、あと減の資産で、ここでは面積はそのままでございまして、今、一部売却の面積の分の細部資料を持っておりませんので、それはまた後でさせていただきます。

高井議員 済みません、聞こえません。

米田企画部長 売却部分の面積部分はちょっと細部、資料を持っておりませんので、後でお願いしたいと思います。

高井議員 資料がないということ。

西川議長 16番、高井議員。

高井議員 これですね、それじゃ、売却用資産総額、売却した資産です、新庄駅前通り線で3億3,000ありますけれども、これは総額を払っているんですか。一部、売却した部分だけを払っているんですか。ちょっと、明確に答えてください。聞こえないので。

西川議長 副市長。

岡本副市長 高井議員の再度のご質問であるわけですが、今の決算書に載せております駅前通り線事業用地、例えば978.04平米、売却原価3億3,000万というふうなことでご質問いただいております。若干、私もうっかりしとったんですが、従前の場合、売却の内訳と総資産の内訳、数字が同じだったという、大変申しわけないと思っておるわけですが、この点につきましてはきちっと訂正をさせていただきたいと、このように思うわけですが、この公社のいわゆる売却の問題であるわけですが、いわゆる全筆を一旦公社で買収をいたしまして、その年度に予算に応じて、売却していくというふうなことがあるわけですが、必ず買った1筆が全部売却するという場合ばかりでないわけですが、今高井議員がおっしゃるように、一部売却したのであれば幾らの分売却したんだということに、それはきちっとせないかんということでございますので、また後日、ご説明申し上げたいと、このように思います。

先ほどの、3ページの流動資産合計の8億8,500万で質問を受けたわけですが、この分につきましては19年度末の、今現在保有しておる総資産、これが8億8,562万6,000とこういうふうになるわけですが、今言いましたように、売却の駅前通り線につきましては、後日、資料等を提示してご説明申し上げたい、このように思いますので、ご理解賜りたいと思います。

西川議長 16番、高井君。

高井議員 これ、一部を売却する場合もあり得ると、それは当然あるのは私もわかります。ですから、その点について、間違いだと言えれば間違いで、訂正しますと言われるということですが、これは非常に大きな金額ですよ、この部分で駅前通り線の単価から言いますと。そういったものが、もしこのまま総額、両方合わせて160平米ほどの部分が売却をしたということで、お金が宙に浮いているのではないかと疑問に持たれるような内容になってるわけですが、この報告書であれば。ですから、貸借対照表、あるいは決算書の中で、事業用総資産総額は8億8,562万6,473と、この数字で現在の、要は一部売却した残りがこれだということに間違いはないわけですか。そういうことですか。

そしたら細かい部分、あと残っている平米数が幾らで何であるのかということについては、

後日きちっと報告なり、これは本会議で出されている内容ですので、きちっと議員の皆さんも含めて、説明をお願いしたいというふうに思います。

この間の特別委員会でも出てましたけれども、公社のお金の出入りはどこでやってんねやと言うたら、企画調整課で出したり入れたりというようなことであるわけです。非常に、公社というのはもう皆さんご存じのとおり、奈良市あり、生駒市あり、つい近いところでは高取がやはり開発公社をめぐって、お金のやりとり、いろんな部分で大きな汚職、不正腐敗が発覚しているわけです。非常に公社というのは見えにくい部分であって、今こうやって資産の明細を出していただく中でおかしいなと感じるという部分が、もちろん不正をやってはるということではないですよ。やっぱり明確にすべきだという内容で、そういったことを考えますと、かなり資料としては出していただいておりますけれども、ここで一番問題になるのは購入価格が幾らであったのかとかいう部分が非常に大事な部分になるわけです。最高裁の判決等々を見まして、購入価格、相手方、ここでは相手方を出していただいておりますけれども、購入価格についても開示すべきだと、そういう方向が出ているわけですし、さらに、この点について努力をお願いしたいというふうに思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

西川議長 副市長。

岡本副市長 高井議員の再度のご質問であるわけでございます。公社の管理、金の出入りについては担当課でやっとなんじじゃないかというふうなことであるわけです。

確かに、担当課でやっておるわけでございますけれども、いわゆる印鑑通帳、その分につきましては収入役の金庫にきちっと預かってもらっておるということであるわけでございます。昨年もこういう質問をいただいております。購入原価、あるいは売却原価というふうなことでいただいておりますけれども、昨年も申し上げましたように、今の情報公開の中でいろんな事業をやっておるわけでございます。今の情報開示の中で、いわゆる金額、その分につきましては一応不開示ということで現在考えておるわけでございます。昨年の一般質問の中で、委員会の中での説明、この分については金額もはっきり言うておるやないかというふうなことも言われておるわけでございます。昨年、答弁いたしましたとおり、前進はしていないかもわかりませんが、我々事業を進めていく中で、市民の皆さんがご協力いただいておりますので、迷惑のかからないと考え方の中で不開示という考え方を今現在持っておるわけでございます。

西川議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により、報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第8、報第3号 平成19年度葛城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件につき、提案者の説明を求めます。

市長。

吉川市長 ただいま議題となりました報第3号 平成19年度葛城市一般会計継続費繰越計算書の報告につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本報告につきましては、平成19年3月議会におきまして、一般会計当初予算で継続費を設定いたしまして、平成20年3月議会におきまして一般会計補正予算で継続費の変更を行いました。忍海小学校校舎改築改造工事につきまして、翌年度へ遞次繰り越すべき額が確定をいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費繰越計算書を調製いたしまして、報告をするものでございます。

以上でございます。

西川議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件につきましても、法の規定により、報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第9、報第4号 平成19年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件につき、提案者の説明を求めます。

市長。

吉川市長 ただいま議題となりました報第4号 平成19年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、提案理由の説明を行います。

本報告につきましては、平成20年3月議会におきまして、一般会計補正予算で繰越明許費を設定いたしました、団体営ため池等整備事業、道路改良にかかわる2事業、都市再生整備計画策定事業、街路事業、まちづくり交付金事業、及び災害復旧に係る2事業の合計8事業につきまして、翌年度へ繰り越すべき額が確定をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製いたしまして、報告を申し上げるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

西川議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件につきましても、法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第10、報第5号 平成19年度葛城市霊苑事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件につき、提案者の説明を求めます。

市長。

吉川市長 ただいま議題となりました報第5号 平成19年度葛城市霊苑事業特別会計繰越明許費繰越

計算書の報告につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本報告につきましては、平成20年3月議会におきまして、霊苑事業特別会計補正予算で繰越明許費を設定いたしました。霊苑整備事業につきまして、翌年度へ繰り越すべき額が確定をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、繰越計算書を調製いたしまして、報告を申し上げます。

以上でございます。

西川議長 これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件につきましても、法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第11、承認第1号から日程第14、承認第4号までの4議案を一括議題といたします。

本4議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

吉川市長 ただいま議題となりました承認第1号から承認第4号までの4議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成20年4月30日に成立をいたしまして、同日に公布をされたことに伴いまして、平成20年度から適用すべき部分を改正するものでございます。

改正の主なものにつきましては、法人住民税につきまして、公益法人制度改革に伴いまして、法人でない社団、団体に収益事業を行われない場合は非課税になるなど、法人の明確化による見直しを行っております。

次に、個人住民税の住宅ローン特別税控除の申告期限におきましては現行3月15日までとなっておりますが、緩和策といたしまして、申告期限経過後も適用することができる改正となっております。

次に、固定資産税におきましては既存住宅の断熱改善など、一定の省エネ改修を行った場合、翌年度に限り、軽減する新たな措置を加える改正と新築住宅軽減につきまして2年間の延長となっております。

次に、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡時の2分の1の課税の特例につきましては地方税法の一部改正の施行の日の前日までをもって廃止をされたことに伴います改正でございます。なお、条例の施行日につきましては、地方税法の一部改正に合わせまして、平成20年4月30日から施行するものでございます。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。今回の改正につきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴いました国民健康保険税条例をさらなる激変緩和策といたしまして、地

方税法の一部を改正する法律が平成20年4月30日に成立、公布をされましたことによりまして、平成20年度課税から適用することになったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

改正の主なものにつきましては、国保世帯から後期高齢者医療制度に移行し、残された被保険者が単身となった世帯を特定世帯として、平等割額を5年間に限り、2分の1とし、国保世帯から後期高齢者医療保険に移行したことによりまして、5割軽減及び2割軽減に該当しなくなった世帯は後期高齢者保険に移行した被保険者も特定同一世帯所属者と呼びまして、軽減判定のカウントに加えることによりまして軽減率を維持するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては地方自治法一部改正に合わせまして、平成20年4月30日から施行したものでございます。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、葛城市手数料条例の一部を改正することについてでございます。今回の条例改正につきましては平成19年5月11日に戸籍法の一部を改正する法律が、続いて平成19年6月6日には住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布されたことによるものでございます。改正の主なものにつきましては、戸籍法並びに住民基本台帳法とも従来何人でも戸籍謄本または抄本の交付請求が可能であったものが、個人情報保護の観点から、本人、公用請求、自己権利行使等第三者請求及び弁護士等の職務請求に制限された条文を追加するものでございます。なお、条例の施行日につきましては、戸籍法、住民基本台帳法の施行期日に伴いまして、平成20年5月1日と定められましたことに伴いまして、平成20年5月1日から施行するものでございます。

最後に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、平成20年度葛城市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてでございます。今回の補正予算につきましては、平成19年度に交付を受けました支払基金並びに国庫負担金のそれぞれが事業実績に照らし不足となったことに伴います補正でございます。地方自治法施行令第166条の2の規定に基づきまして、平成20年度の当該特別会計予算から繰り上げ、その不足に充てる補正を行うもので、1,702万6,000円を追加補正いたし、歳入歳出の予算総額を3億9,362万6,000円とするものでございます。なお、本補正予算につきましては、平成20年5月30日付で専決処分をいたしたものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本議案については一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより承認第1号議案に対する討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

承認第1号議案を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

これより、承認第2号議案に対する討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

承認第2号議案を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

これより、承認第3号議案に対する討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

承認第3号議案を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

これより、承認第4号議案に対する討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

承認第4号議案を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

日程第15、議第43号から日程第19、議第47号まで、以上5議案を一括議題といたします。

本5議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

吉川市長 ただいま議題となりました議第43号から議第47号までの5議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議第43号 葛城市手数料条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、犯罪被害者等給付金の給付等に関する法律の一部改正する法律が平成20年7月1日から施行されたことに伴います改正でございます。新しく法律名が犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律ということに改められたことにより

まして、本条例のこの法律名が引用されていたことに伴います改正でございます。

次に、議第44号 葛城市都市公園条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては平成19年度の都市公園整備事業といたしまして、大字藪において、公園整備を行いまして、工事が完了いたしましたので、都市公園条例に藪公園を追加する改正となっております。

次に、議第45号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が平成20年3月26日に公布をされたことに伴いまして、条例改正でございます。非常勤消防団員等に係る補償基礎額につきまして、配偶者以外の扶養親族に係る加算額を引き上げる改正となっております。

次に、議第46号 奈良県後期高齢者医療制度医療広域連合規約の変更についてでございます。本案につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合の意思決定機能をより充実させ、適正かつ円滑な運営を行うために非常勤の市町村長が兼務をしております副連合長に新たに常時広域連合の運営に専任できる副連合長1人を追加し、3名体制とする改正となっております。

最後に、議第47号 工事請負契約の締結についてでございます。本案につきましては葛城市立白鳳中学校武道館新築工事でございます。工事の発注につきましては平成20年6月17日に総合評価方式によりまして、一般競争入札を執行いたしましたところ、奈良県御所市150番地の3、株式会社鍛冶田工務店、代表取締役社長鍛冶田八彦が落札をいたしましたので、契約金額1億7,535万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本5議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第45号と議第47号の2議案は総務文教常任委員会に、議第43号と議第46号の2議案は民生水道常任委員会に、議第44号議案は都市産業常任委員会に、それぞれ付託し、審査を願います。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり7月2日、3日、4日、それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、26日午前9時30分から総務文教常任委員会、27日午前9時30分から民生水道常任委員会、7月1日午前9時30分から都市産業常任委員会が開催されますので、各委員の方は日程表の日時に審査をよろしくお願いいたします。

また、6月30日午前9時30分から2階204号室におきまして、議員全員協議会を開催いたしますので、議員皆様のご出席をお願いいたします。

皆様方におかれましては早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

本日はこれで散会をいたします。

散 会 午前11時12分